

公共交通の利用促進コーディネーター募集要項

令和8年5月
福井県交通まちづくり課

1 募集の背景・目的

(1) 背景・目的

路線バスや地域鉄道といった公共交通機関は、地域住民の移動手段として重要な役割を果たしているものの、モータリゼーションの進行や人口減少、少子化の影響等により利用者数が減少傾向にあります。特に乗合バスについては利用者数の減少の幅が大きく、令和6年度には運転士不足の影響もあり大幅な減便を余儀なくされるなど、通学、通勤、通院等に必要不可欠な路線の維持が大きな課題となっているところです。

また、福井県は1世帯当たりの自家用車保有台数が全国1位で、主な移動手段は自家用車であり、公共交通機関に馴染みがない県民も多く、通勤や通学・通院の送迎等により慢性的に交通渋滞が発生しています。

こうした現状を改善し、公共交通機関と自家用車の適切な使い分けをすることにより、公共交通の利用者を増やし、地域にとって大切な公共交通機関を維持していくことを目指し、平成23年10月に「福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議」（以下「県民会議」という。）を立ち上げ、行政、企業、県民が協働して公共交通の利用促進に取り組んできました。

令和8年度からは既存の県民会議の活動をより強力に推進します。これまで一過性にとどまっていた取組みから一歩進め、大きな県民運動に繋がるような取組みを実施するため、県民会議の一員として、公共交通の利用促進に関する業務に専門的に従事いただける地域おこし協力隊を募集します。

(2) 活動のやりがい

公共交通は地域のインフラであり、子どもから高齢者まで利用するものであるため、自身の活動が地域住民の生活に直接貢献していることを実感することができます。

また、公共交通の活性化により地域に人の流れを作り出すことで、観光振興や地域経済の活性化にも貢献することができる業務です。

(3) サポート体制

県民会議の事務局である福井県交通まちづくり課内に席を設け、県民会議事務局の一員として活動してもらいますので、適宜相談しながら活動を進めることが可能です。

また、企画立案に当たっては専門家との意見交換の場やフォローアップをいただける体制を整えておりますので、助言等を受けながら活動に取り組んでいただくことが可能です。

【参考】福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議の主な活動内容

○年間の公共交通利用者数

公共交通機関の魅力を発信し、公共交通機関の利用者数を増加させることを目標としており、令和11年までに約10万人の利用者増加を目指している

【R6実績：5,213千人、R11目標：5,316千人】

○カー・セーブ運動の推進

企業・団体向けに毎週金曜日に車通勤を控えるカー・セーブデーへの参加を依頼

○エコ通勤の促進

企業訪問を行い、通勤や出張での公共交通機関の利用を依頼

○県民運動推進月間（10月）、公共交通利用促進月間（3月）における企画の実施

県民運動の推進のため、10月を推進月間とし、通学や通勤方法の切り替えに合わせて公共交通利用の転機となる3月を利用促進月間に設定し、広報活動やイベント出展を実施。公共交通機関を利用するメリットをPRしている

・イベント出展

商業施設等にブースを出展し、公共交通機関のメリットなどをPR

・県民向け雑誌への記事掲載による公共交通の魅力発信

公共交通の魅力を伝える記事を作成し、雑誌に掲載することで公共交通機関の利用を促進。ICOCAのプレゼント企画も同時開催

○幸福エピソードの募集・表彰・広報

鉄道・バスにまつわる心あたたまる幸福エピソードを募集の上、優秀な作品を表彰するとともに、受賞作品を動画化し、駅前の大型ビジョンで放映

○交通系ICカードの貸出による出張支援

自治体や企業に県内出張に活用できる交通系ICカードの貸出を行い、出張時の自動車利用から公共交通利用への転換を促進

○その他

公共交通カードゲーム出前講座、観光地までの時刻表やサイクリングマップの作成

2 活動内容

バスを中心とした公共交通の利用促進や路線バスの魅力発信を通じた運転士確保に関する取組みについて、市町や交通事業者等と連携して実施していただきます。2年目以降には県民運動に繋がるような利用促進の企画を提案・実践していただきます。

(1) 県民会議の活動の推進によるバスを中心とした公共交通の利用促進

① カー・セーブ運動の拡大

・学校、企業、地域の寄り合い所等に直接訪問しての公共交通利用の働きかけ

② 市町や交通事業者が開催するイベントへの参画・広報

・イベントに関するSNS発信、ホームページ作成、イベント会場での呼び込み

・市町、交通事業者、観光部門など横のつながりを利用したイベントの提案

③ 公共交通の魅力発信

- ・公共交通に関する魅力をPRするSNS発信、ホームページ作成

(2) 県民運動に繋がるような新たな利用促進施策の企画・実践

- ・バス等の利用実績、事業者や県民へのヒアリングによる、利用促進の課題の把握
- ・行政機関や民間企業、専門家の意見を踏まえた利用促進の企画を提案
- ・関係機関と連携し実践・効果検証

(3) 路線バス運転士の人材確保に向けた広報・人材の掘り起こし

- ・バスに関する魅力をSNSやホームページで情報発信
- ・バスの運転体験会や就職説明会の周知広報、人材の掘り起こし

3 活動イメージ

○1年目

(県民会議の活動の推進)

- ・県内の地域ごとの公共交通網の整備状況、バスや鉄道の利用状況から現状を把握していただき、県外からの視点も活かして福井県の公共交通の魅力の掘り起こしを行います。
- ・県民会議の一員としてイベント参加や情報発信、企業訪問などを実践していただき、バス事業者や市町、民間企業など、県内のステークホルダーとの関係構築を行います。

(新たな利用促進施策の企画・実践)

- ・イベント会場での県民の声や行政、民間企業、専門家との意見交換を通して、利用促進の課題を把握するとともに、主な移動手段が自家用車であり、公共交通に馴染みがない県民に向けて公共交通の利用を浸透させていくための企画を検討します。
〔企画の例〕公共交通に乗ることのメリット（健康や経済）をアピールし、企業単位で参加できるイベントを実施 など

(路線バス運転士の人材確保)

- ・バスの運転体験会や就職説明会にも可能な限り参加し、人材確保に関する情報発信や興味のある方への声掛けを行います。
- ・「地域鉄道魅力向上コーディネーター」との連携も有効と考えられます。

○2～3年目

(県民会議の活動の推進)

- ・SNS投稿やメディア向け施策などの広報活動を強化するほか、県内各地で実施している公共交通の利用促進施策をつなぐことで相乗効果を生むことを期待します。

(新たな利用促進施策の企画・実践)

- ・1年目に培った知見や人脈を活かし、県民運動に繋がるような利用促進の企画を主体的に提案し、関係機関と実践に向けた調整を行います。
- ・調整が完了しましたら、企画の実践を行います。実践の際には、メディアを活用して県民に広く周知します。
- ・企画終了後は効果検証を行い、県民会議が県民運動として継続していくための道筋や改善点を洗い出し、県民会議に報告します。

○活動終了後

- ・福井県全域をフィールドに、公共交通の利用促進・啓発活動などにより、地域にとって大切な公共交通の維持に貢献する中で得た経験と知識は、以下のようなキャリアパスにつながると考えられます。
 - ▷企画・運営したプロジェクトについて、県内で、または県内から全国へと、ご自身の手で広げていくための起業
 - ▷活動期間中に築いた自治体・民間事業者・住民とのネットワークを活かし、まちづくり団体や交通事業者の運転士、民間事業者企画担当として就職
 - ▷課題解決のための企画立案・実践や情報発信の実績をアピール材料に、県内自治体の職員採用試験の受験 等

4 募集人数

1名

5 活動場

福井県庁、県内各市町の公共交通に関するイベント会場など県内全域で活動していただきます（活動場所は福井県未来創造部交通まちづくり課内とします）。また、リモートワークや県外出張をしていただく場合もあります。

6 応募資格

次の要件をすべて満たす方とします。

(1) 総務省『地域おこし協力隊推進要綱』の第3(1)④に規定されている地域要件を満たすことができる者で、採用後、生活拠点を福井県内に移し、住民票を異動できる者。

※要件に該当するか不明な場合は、個別にお問い合わせください。

(2) 令和8年4月1日時点で満18歳以上の方

(3) 基本的なパソコン操作（Microsoft WordやExcel等）ができ、かつ、インターネットを利用した情報発信ができる方

(4) 普通自動車免許を有する方または活動開始までに取得予定の方

(5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

7 求める人物像

以下の項目に沿う方をコーディネーターとして募集します。応募の際は以下の項目にご留意の上、「公共交通の利用促進コーディネーター応募用紙」に記載してください。

(1) 業務に必須のスキル

①コミュニケーション能力

行政内部をはじめ民間企業や地域住民、メディア対応など多様な立場の人々との良好なコミュニケーションをとることができる方。

②問題解決能力と連携能力

課題の本質を見抜き、解決に向かう計画と行動を実施できる方。また、一人で取り組めないことは仲間や他機関とのチームプレイに積極的に取り組める方。

③公共交通に関心のある方

自分でも積極的にバスや鉄道を利用し、利用者の立場に立って企画立案ができる方。

(2) 歓迎するスキル

①資料作成能力

Microsoft Word や Excel、Power Point などを活用して、説明や渉外のための基本的な資料作成をすることができる方。

②情報発信能力

県内の地域おこし協力隊の活動に関する情報を自ら収集し、SNS等での情報発信を任せられる方。

(3) その他

- ・スキルや経験と同じく、良い人柄・人格者であることを期待しています。
- ・地域のことを理解しようと努めていただける方を求めています。
- ・共に活動する行政職員、地域住民、他の地域おこし協力隊等と協力して業務を遂行いただく必要があります。

8 身分および委嘱期間

(1) 身分

福井県の地域おこし協力隊として、福井県知事が委嘱します。（「福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議（事務局：福井県交通まちづくり課）」と業務委託契約を締結していただきます。福井県との雇用関係はありません。）

(2) 委嘱期間

委嘱日から当該年度末日まで

※委嘱日については、内定者と協議の上決定します。

※所定の審査を経て、最初の委嘱日から通算して3年まで延長することができます。

※隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても業務委託契約を解除できることとします。

9 待遇

(1) 活動日数

年間の活動日数は192日（目安として月16日を12か月）以上とし、これに満たない場合は報酬を減額します。初年度は採用日から年度末までの日数に応じて調整します。

(2) 活動時間

1日の活動時間は概ね8時間を基本とします。ただし、活動内容等により時間等を調整できるものとします。

(3) 報酬・活動経費

報酬	上限：月 333,300 円（月 16 日勤務の場合） ※毎月の活動状況を確認の上支給します。 ※公共交通の利用促進コーディネーターは、地域住民の通勤や通学、買い物、通勤に加え、観光やまちづくりを支える重要な基盤でもある公共交通を将来にわたって持続可能なものにする上で非常に重要な役割です。特に専門性の高いスキルや豊富な社会経験を積んだ人材（高度専門人材）が必要不可欠であるため、通常よりも高い報酬を設定させていただきます。（以下【参考】を参照）
活動経費	活動に必要な経費等は予算の範囲内で県民会議から支給します。 【活動経費として対象となるもの（例）】 ・ 委嘱期間中の住居に係る家賃（上限月 28,000 円） ・ 事業に係る自動車の燃料費、リース費（リース費は上限あり） ・ 作業道具、書籍、消耗品等に要する経費 ・ 事業に係る損害保険・賠償責任保険料 （ただし、国民健康保険料や国民年金保険料等は自己負担） ・ 研修等に要する経費 【活動経費として対象とならないもの（例）】 ・ 事業収入を伴う経費 ・ 土地、建物の購入費 ・ 高額な物品（備品）購入費 ・ その他個人の資産となる経費

【参考】地域おこし協力隊の報酬の設定について

○地域おこし協力隊推進要綱（抜粋）

地域おこし協力隊員の活動に要する経費については地域おこし協力隊員1人あたり550万円を上限（うち報償費等については350万円を上限、報償費等以外の活動に要する経費については200万円を上限）とする。

ただし、各地方自治体が特定の地域協力活動を遂行するにあたって、特に専門性の高いスキルや豊富な社会経験を積んだ人材（高度専門人材）が必要不可欠な場合に限り、当該地域協力活動に必要な当該高度専門人材である地域おこし協力隊員については、報償費等について450万円を上限とする。（中略）これらの場合においても、地域おこし協力隊員1人あたり550万円を上限とする。

（4）勤務地

福井県未来創造部交通まちづくり課内（福井県庁4階）に席を用意いたします。

（5）副業・兼業

活動に支障がない範囲で可能です。既に副業をされている方、会社経営をされている方も歓迎いたします。

（6）その他

- ①雇用保険には加入しません。健康保険、年金保険等は御自身でご加入ください。
- ②業務活動以外の経費（引越しや生活用品、住居の光熱水費等）は自己負担になります。

10 応募方法

（1）受付期間

令和8年5月15日（金）から6月30日（火）まで【必着】

※応募に当たって、事前に募集内容の確認等を希望する方は、お気軽に福井県までお問い合わせください。オンラインでの面談も可能です。そのほか電話、メール、等でもご対応いたします。

（2）提出書類

次の①～④の書類を郵送または以下の URL にアクセスし、福井県電子申請サービス（インターネット）によりご提出ください。なお、提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

電子申請サービス：<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/GLmf15kA>

- ①応募用紙（公共交通の利用促進コーディネーター）
- ②履歴書
- ③住民票（令和8年4月1日以降に発行したもの）の写し
- ④自動車運転免許証の写し

(3) 郵送の場合の提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県 未来創造部 新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課 総合交通グループ

電話：0776-20-0774

メール：kotsuka@pref.fukui.lg.jp

1 1 選考方法

(1) 第1次選考（書類審査）

- ・提出書類をもとに書類審査を行います。
- ・選考結果については、令和8年7月10日（金）までに応募者全員へメールまたは文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接審査）

- ・第1次選考合格者を対象に、福井県庁（福井県福井市）にて面接を行います。日程は7月中旬から下旬頃を目途に別途調整します。
- ・選考結果については、7月31日（金）までに第2次選考参加者全員にメールまたは文書で通知します。

※応募に係る経費（郵送費、交通費等）は応募者の自己負担となります。

ただし、来県のための交通費については[移住に係る交通費支援制度](#)を活用いただくなど、可能な範囲で経費の一部を支援させていただきます。

※選考の経過および結果についての問合せには応じられません。

1 2 問合せ先

(公共交通の利用促進コーディネーターに関すること)

福井県 未来創造部 新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課 総合交通グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

電話：0776-20-0774 FAX：0776-20-0729

メール：kotsuka@pref.fukui.lg.jp

(地域おこし協力隊制度全般に関すること)

福井県 未来創造部 定住促進課 移住定住グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

電話：0776-20-0387 FAX：0776-20-0632

メール：teiju@pref.fukui.lg.jp